別表六(九)及び別表六(十)を次のように改める。

別表六（九）　平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （平成30年４月１日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）						可
試験研究費の額	1	円	税額控除限度額 (4)×(6)	7	円	
平均売上金額 (別表六(十)「10」)	2		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	8		
平均売上金額の10％相当額 $(2)\times\frac{10}{100}$	3		当期税額基準額 $(8)\times\frac{10}{100}$	9		
平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額 (1)－(3)	4		当期税額控除可能額 ((7)と(9)のうち少ない金額)	10		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の④」)	11		
超過税額控除割合 $((5)-\frac{10}{100})\times 0.2$	6		法人税額の特別控除額 (10)－(11)	12		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）